

## 報 告 第 1 号

### 非強制徴収債権の放棄について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和 5 年度に実施した、非強制徴収債権の債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

## 非強制徴収債権の放棄について

人権教育・児童生徒課

高知県債権管理条例第14条の規則に基づき、令和5年度中に非強制徴収債権の一部を債権放棄しました。

## (高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
案件 1	要配慮個人情報(社会的身分)につき記載省略	56,000円	第2項第1号	令和6年3月29日
案件 2	要配慮個人情報(社会的身分)につき記載省略	27,000円	第2項第1号	令和6年3月29日
	計 2件	83,000円		

## 1 地域改善対策特定事業等の概要

地域改善対策特定事業等として、高等学校、大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により、進学後、修学が困難な者に対して、昭和33年度から制度開始。名称の変更とともに、「貸与」「給付」と制度が変更されてきたが、地対財特法の失効により、平成13年度末をもって制度が終了。経過措置を経て平成18年度で全ての貸与を終了し、現在は回収業務のみを行っている。

## (変遷)

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 【1】昭和33年度～昭和45年度 | 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度       |
| 【2】昭和46年度～昭和56年度 | 同和奨学資金 「給付」制度             |
| 【3】昭和57年度～昭和61年度 | 地域改善対策奨学資金(旧法) 「貸与」「給付」制度 |
| 【4】昭和62年度～平成13年度 | 地域改善対策奨学資金(新法) 「貸与」「給付」制度 |
| 【経過措置】～平成18年度    | 平成13年度廃止後の経過措置による貸与       |

## 2 債権整理に向けた取組

## (1) 高知県債権管理条例の制定(平成29年2月議会で議決)(以下「県条例」という。)

(放棄)

第14条 略

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2)(3) 略

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会で報告すること、また、その際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明し、了承済み。

## (2) 全庁的な取組

平成 29 年 5 月 17 日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成 28 年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、平成 29 年度、30 年度の 2 年間で集中的に整理に取り組む方針となった。その後も同様の取組方針のもと、債権の整理を行ってきた。

令和 5 年度においても、債権放棄の要件を満たしたものについて、同度中に債権放棄を行うこととなった。

## 3 令和 5 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理（合計 2 件 83,000 円）

### ●放棄案件 1（債権額：56,000 円）

平成 12 年 4 月に貸与を開始し、貸与期間中の平成 15 年 1 月に退学後、同年 5 月に退学に係る異動届の提出があったため、6 月から戻入未済金の返還請求を開始。

主債務者及び連帯保証人 A（保護者）は既に死亡していることから、それぞれの相続人の確認及び所在調査を行い、連帯保証人 B 並びに主債務者及び連帯保証人 A（保護者）の相続人 3 名（同一人物）に返納に係る意向確認の手紙を送付したが、全員から支払が困難である旨の回答を受けた。

### ●放棄案件 2（債権額：27,000 円）

平成 11 年 4 月に貸与を開始し、貸与期間中の同年 10 月に退学後、翌年 3 月から戻入未済金の返還請求を開始。

主債務者及び連帯保証人 C（保護者）に対し、返納に係る意向確認の手紙を送付した結果、全員から支払が困難である旨の回答を受けた。また、既に死亡している連帯保証人 D の相続人 2 名のうち 1 名は連帯保証人 C（保護者）と同一人物で、他 1 名に返納に係る意向確認の手紙を送付したが、支払が困難である旨の回答を受けた。

上記の対応後、回収が困難であると判断されることから、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和 6 年 3 月 29 日付けで県条例（第 14 条第 2 項第 1 号）に則り債権放棄を行い、令和 6 年 5 月 14 日付けで不納欠損処理を行った。